

令和2年4月30日
国 税 庁

国税庁や税務署を名乗ってビットコインを
送金させようとする不審なメールにご注意ください

国税庁や税務署を名乗り、「緊急のお知らせ」として、「お客様の個人資産の悪意のある譲渡を確認しました。すぐに調査するためにご協力ください。ビットコインを税務署のアカウントに送金してください」などの内容のメールが届く事例が発生しています。

国税庁（国税局、税務署含む）では、税務調査に関するメールを送信することはありませんので、新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた不審な電話やメール等には十分にご注意ください。

その他、不審な電話等についての注意事項については、以下をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/information/attention/attention.htm>